

観国觀第 170 号
令和6年12月26日

観光庁国際観光部国際観光課長

登録研修機関に対する立入検査実施要領

通訳案内士法第49条第1項に基づき、観光庁職員が登録研修機関に対して実施する立入検査について、次のとおり定めることとする。

立入検査は、登録研修機関の研修業務の状況を的確に把握し、適切な指導及び監督を行うことによって、登録研修機関の適正な研修業務の実施を確保することを目的として実施する。

〔凡例〕

| | |
|-------|--|
| 法 | 通訳案内士法（昭和24年法律第210号） |
| 規則 | 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号） |
| 証明書規則 | 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省令第68号） |

1. 検査職員等

（1）検査職員

立入検査は、原則として、観光庁長官から検査職員として指名された職員2人以上によりこれを行うものとする。

（2）主任検査職員

主任検査職員は、原則として、検査ごとの最上席の検査職員とする。

（3）検査職員の留意事項

検査職員は、公務員としての品位の保持に留意し、公正な検査の執行に努めなければならない。

検査職員は、次の事項に留意しなければならない。

ア 法第49条第2項に規定するところにより身分証明書を携帯し、証明書規則第1条に定める身分証明書を携帯し、検査対象の登録研修機関及び関係人の請求があったときは、これを提示すること。

イ 立入検査に際し、国家公務員倫理法の規定を遵守すること。

ウ あらかじめ通知した範囲を超えて、立入検査を行うときは、検査対象の登録研修機関の日常業務を阻害しないよう配慮すること。

エ 法令の施行に必要な限度を超えることのないように留意すること。

オ 立入検査において知り得た事実について、厳に機密を保持すること。

2. 立入検査の種類

立入検査は、すべての登録研修機関に対して定期に実施する定期検査と、通訳案内研修を受けた者その他の利害関係人等（以下「関係者・関係団体」という。）から、特定の登録研修機関について、違法又は不適切な研修業務を行っている旨の情報の提供があったときなど、研修業務が適正に行われていない疑いがある場合、登録研修機関に対し適合命令（法第44条）又は改善命令（法第45条）を発した後に当該研修業務の改善状況を確認する場合等に、必要に応じて実施する特別検査の2種類とする。

3. 定期検査の手順

（1）立入検査の実施頻度

立入検査は、検査対象の登録研修機関が登録又は登録の更新を受けた日から、3年を超えない日までの間に原則1回行うものとする。

（2）立入検査の予告

立入検査実施の2週間前を目途に、検査対象の登録研修機関の代表取締役、その他の代表者（以下「代表者」という。）に立入検査の予告を行う。その際には、検査対象の登録研修機関に対し、予定する検査の日程、立入検査職員数を告げるほか、財務諸表等及び規則第34条に定める法定帳簿の提出、検査場所の確保、立入検査時における必要な役員及び業務に従事する者（以下「役員等」という。）の在社、関係書類の準備等を依頼する。

また、立入検査実施の1週間前までに、立入検査日時等の事項を記載した通訳案内士法に基づく立入検査実施通知書（別紙1）により検査対象の登録研修機関に対して通知するものとする。

（3）立入検査の実施

立入検査は、下記事項に関する関係書類の検査及び役員等に対するヒアリング等を実施する。

- ア 欠格条項（法第36条）及び登録基準等（法第37条）の適合状況
- イ 財務状況
- ウ 研修業務の実施状況
- エ 法定帳簿の作成及び保存状況
- オ 法令に基づく報告、届出等の履行状況

（4）検査結果の通知

立入検査後は、後日、当該登録研修機関の役員等に対して、検査結果の通知を行う。

（5）登録研修機関の関係者・関係団体に対するヒアリング等

登録研修機関の研修の状況について更に検証する必要がある場合には、適宜、関係者・関係団体の協力を得て、ヒアリング等を実施する。

4. 特別検査の手順

（1）立入検査の実施

特別検査は、基本的に定期検査と同様の手順により実施するが、検査目的に応じて集中的に検査を実施する。

なお、特別検査においては、原則として立入検査の予告は行わないが、検査

実施に際し検査対象の登録研修機関に求められた場合には、検査当日に通訳案内士法に基づく立入検査実施通知書（別紙1）を交付するものとする。

（2）登録研修機関の関係者・関係団体に対するヒアリング等

特別検査においても、必要に応じて、定期検査と同様に当該登録研修機関の関係者・関係団体に対してヒアリング等を実施する。

5. 立入検査後の事務

（1）立入検査の結果報告

主任検査職員は、立入検査終了後、原則として1月以内に、立入検査実施概要及び結果（検査対象の登録研修機関に対してとった措置等を含む。）に係る報告書（別紙2）を作成し、所属長に提出するものとする。

6. その他

立入検査の実施に関し必要な細目等は、所属長が定めることとする。

附 則（令和6年12月26日観国觀第170号）

この通達は、令和6年12月26日より適用するものとする。

令和 年 月 日

(登録研修機関 代表者の氏名) 殿

観光庁国際観光部国際観光課長

通訳案内士法に基づく立入検査実施通知書（通知）

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第49条第1項の規定に基づき、貴機関に対して立入検査を下記のとおり行うので通知します。

記

1. 検査内容

- (1) 欠格条項の適合状況
- (2) 登録基準等の適合状況
- (3) 財務状況
- (4) 研修業務の実施状況
- (5) 法定帳簿の作成及び保存状況
- (6) 法令に基づく報告、届出等の履行状況

2. 検査日時及び場所

- (1) 日時： 年 月 日 () 時～ 時
- (2) 場所：

3. 検査職員：観光庁（所属部課）（官職）（氏名）

4. その他：調査業務の状況について説明しうる役員及び職員は立合いしてください。

5. 検査資料

- (1) 直近5年分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）
 - (2) 直近5年分の営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）
 - (3) 直近3年分の以下の事項を記載した帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）
 - ア 通訳案内研修の料金の収納に関する事項
 - イ 通訳案内研修の受講申請の受理に関する事項
 - ウ 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - エ その他通訳案内研修の実施状況に関する事項
 - (4) 直近3年分の通訳案内研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙
 - (5) その他申請時に提出した資料等必要と認められる資料
- ※ 電磁的記録の作成がされている検査資料がある場合には、当該電磁的記録を閲覧できる端末の用意をお願いします。

(別紙2)

令和 年 月 日

(所属長) 殿

主任検査職員
国土交通事務官

立入検査実施概要及び結果に係る報告書

記

1. 検査日時及び場所

(1) 日時： 年 月 日 () 時～ 時
(2) 場所：

2. 檢査職員：観光庁（所属部課）（官職）（氏名）

3. 立入検査実施概要

4. 檢查結果

（1）改善が必要と判断される事項及びその根拠

（2）その他特記事項等